

平成30年度第1回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	平成30年6月27日(水) 厚生労働省専用第21会議室	
委員(敬称略)	第一分科会長	浅岡 輝彦 あさひ法律事務所 弁護士
	委員	笥 淳夫 工学院大学建築学部 教授
	委員	枝松 広朗 あおば公認会計士共同事務所
審議対象期間	原則として平成30年1月1日～平成30年3月31日の間における調達案件	
抽出案件	13件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	13件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

【審議案件1】

審議案件名 : 電話設備改修工事一式
 資格種別 : 建設工事—電気通信工事(「B」、「C」又は「D」ランク)
 選定理由 : 一般競争入札をしている案件中、最も落札率が低いため。
 発注部局名 : 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター
 契約相手方 : 函館拓北電業株式会社
 予定価格 : 4,860,000円
 契約金額 : 2,430,000円
 落札(契約)率 : 50%
 契約締結日 : 平成30年2月1日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、5者応札があり、函館拓北電業株式会社が契約の相手方となった。落札率は50%である。

意見・質問	回 答
<p>この案件につきましては低入札ということで、落札率が50%ということで提出されている案件です。1,000万円を超えない案件ですので、低入調査の対象にはなっていませんが、現実的に予定価格の約50%ということで落札されています。まず第1番目に公告の方法ですけれども、これは官報ではなく掲示をされたということですが、官報には公告しなかった理由というのはどういうところにあるのですか。</p>	<p>政府調達案件の場合は官報に掲載するのですが、金額で決まっておりますので、その金額に該当しなかったため、公告方法はホームページ、電子調達システム及び掲示を使って公告しています。</p>
<p>それで問題ないということですね、分かりました。落札者の開札集計票がありまして、5者の入札金額がここに書いてあります。平均という概念は余り当たらないかもしれませんが、単純な平均を示すと290万円程度、288万円で、実際に予定価格を作った金額については450万円ということでしたので、実勢価格と言っていいのかなという気はしますが、その実勢価格からの乖離がかなりあったということです。</p> <p>先ほど、参考の見積書を8者に依頼されて、2者から入手できたということでしたけれども、その予定価格の算定のときに、参考見積書を一定レベルの分析をして予定価格を作ることが原則的な方法だと思いますが、このA社の金額がB社よりも低かったという理由で、そのまま採用されていますが、ちょっと分析的な手続ができていないのかなという疑義があるのですが、その辺はいかがですか。</p>	<p>今、御質問ありました件につきましてですが、職員のほうで余り詳しい者が担当しておらず、設計業者にも積算をお願いしたのですが断られておりまして、細かい分析までできていないのが正直なところだと思います。</p>

<p>仮に、参考見積書をそのまま採用するという事になったとしても、例えば通常、参考見積価格の7割ないし8割ぐらいで予定価格を設定するという、このやり方が正しいかどうか分かりませんが、一般的にはそのように行われているのかなという気がします、いかがでしょうか。</p>	<p>その7割とか8割というところにつきまして、その根拠が一般的にはそうなのかもしれないのですが、その辺の算定根拠がちょっとはっきりと分からなかったため、そのままの金額を使用しております。</p>
<p>そのままの金額を使用してしまったということですね。それで、電話機の交換工事ですので、過去にも相当の回数、各省庁の中でやられていると思うのですが、過去の実績等の考慮はしているのですか、予定価格を算定するときには、恐らく、直近でも同じような案件についての公示はいろいろな所でやっている認識していますが、その辺の調査等については行っているのですか。</p>	<p>行っていません。</p>
<p>分かりました。では、予定価格の算定のときに、やはり数字の合理性を担保するために、過去の実績等あるいは参考見積書等を総合的に評価し、適切な予定価格の算定に努めていただきたいと思います。</p>	<p>今後、気を付けます。</p>
<p>提出資料に見積りを取るときの仕様書が添付されていないので、よく分からないのですが、つまり何でそれが気になるかという、最初の予定価格を立てるときに、A社とB社、それぞれが見積りを出していて、本体価格だけで大分違います。それぞれ出精値引きの割引が入っており、要は見積価格が最終的にはそのままではないので、割引価格が入っているのを予定価格にしているわけです。</p> <p>例えば、これはよく分かりませんが、例えばA社が入れている商品と、B社が出している商品、本体が同じ性能というか、多分仕様書の中で、かなり幅を持って入札をしてきているのではないかと、だから、そもそもの金額が全く違う、だから比較がなかなかしにくいような仕様書になっていたのではないかと、ちょっと気になる場所です。</p> <p>つまりそれだけ幅があるとすると、例えば最終的に落ちた金額で落ちているわけですが、そこが入れようとしている機械というのが、その仕様書の中でかなりばらつきが出ていないかということが気になります。つまり仕様書はどういう作り方をしたのかということがちょっと気になります。</p>	<p>仕様書は設計業者に作成を依頼しています。今回の入札に係る仕様書は、こちらでこの設計業者に作ってもらった設計を基に作成し、これを入札の公告と同時に公表しております。この公表したところで電話交換機、多機能電話機、一般電話機の仕様につきましては、資料に書いてある仕様を満たせばよいということになっておりまして、確かにメーカーによって定価とかは違うと思いますが、そういう状況です。</p>
<p>この仕様書はほとんどが図面ですね。要は、電話機の仕様は本当にこの1枚紙で書いてあるだけです。そういうことがちょっと気になりました。</p>	
<p>今のことに関係するのですが、この落札した函館拓北電業株式会社、この値段でやれた、この内訳みたいなものと、この見積書というのは対比して見ましたか。</p>	<p>そこのところは行っていません。</p>
<p>やっていないのですか。恐らく今後の入札にも参考になると思うので、契約をされたところが何でこの値段でやれたのか、少し対比してみると参考になるのではないかと気もするのですが。</p>	<p>確かにそのとおりですので、今後そのようにします。</p>
<p>(分科会長の意見) この案件については、特にありません。</p>	

【審議案件 2】

審議案件名 : 厚生労働省統合ネットワーク国立療養所大島青松園LET及びSTM追加構築業務一式
 資格種別 : -
 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、新規の随意契約の妥当性について確認する必要があるため。
 発注部局名 : 国立療養所大島青松園
 契約相手方 : エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 予定価格 : 4,445,550円
 契約金額 : 4,372,347円
 落札(契約)率 : 98.4%
 契約締結日 : 平成29年12月15日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
<p>この工事につきまして、具体的にどのような工事であるか、少し説明していただけますか。</p>	<p>今回の工事につきましては、厚生労働省のほうで利用している共同支援システム、メール、グループウェアなどのシステムを、大島青松園で利用するために、回線を拡張する工事です。通常であれば回線については光回線、有線のほうだとか STM 回線を利用しているところですが、大島青松園は離島にありまして、光回線が敷設できない環境となっています。よって今回、無線 LAN、ルーターのほうを設置して、そちらから電波を飛ばして共同支援、メールやグループウェアなどが利用できる環境を作るという趣旨の工事をしました。</p>
<p>見積書を見ると、機材代といえるものは、この中に入っていないくて、無線 LAN 環境を構築するというのは、何をどうしたのでしょうか。予定価格積算内訳書がありますが、これはほとんど人件費のような書き方になっていますので、例えば無線 LAN 環境を作るために、どこかのビルの上にアンテナを立てたとか、そういうことではないのですか。</p>	<p>そういうことではありません。見積書は構築費と回線費用という形で分かれています。回線費用のほうにラック B として LET、ラック C として 128K の STM 回線、こちらがまず実際に設置した機器になります。この構築費というのが、この回線を利用して、この回線に機器の設定だとか電波を飛ばして、実際に大島青松園から厚生労働省の本省にネットワークが通じるかどうか、そちらの現地試験、若しくはその当日の機器設定、こちらのほうで構築費と計上しておりまして、構築費と回線費用、今回は両方の費用を計上したという形になります。</p>
<p>そうすると、この回線費用というのが電波を飛ばす機械なのですか。</p>	<p>いや、回線費用というのが、電波を飛ばす機器の本体の費用と、あと今回は構築費用という形で工事費として契約しておりますが、毎月、回線利用料という形で費用が計上されますので、あくまでも今回は構築と。それに合わせて回線の構築もしたので、回線の構築費用という形で費用が計上されています。</p>
<p>それは通信費という形で、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のほうから請求が上がってくるということですか。</p>	<p>はい。</p>
<p>分かりました。そうすると、今あるそういった無線 LAN 環境をそのまま利用するのみというようなことになるのですか。エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社で作られている環境をそのまま、どちらかという利用するという形になるのですか。というのは、この随意契約理由書の中に、今回の契約については、業務を行う相手側がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社しかいないというような理由でここに書いてありますので、ほかにはいないのかという観点から見させていただいております。</p>	<p>すみません、こちらが厚生労働省の専用のネットワーク回線、統合ネットワークと通常言われるものになるのですが、そちらの回線でセキュリティ対策、迷惑メールだとか悪意のある通信、こちらをシャットアウトするような設計がされています。大島青松園でも厚生労働省本省と同様に、今回、共同支援システムを利用することになりますので、この既存の統合ネットワークを提供しているエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社ネットワークとしか、技術的に契約はできないということだったので、今回はもうエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 1 者という形で随意契約させていただきました。どち</p>

	らかというセキュリティの関係で、あとは技術的に NTT さんだけでしか、この厚労省ネットワークの専用回線が利用できないということで、1 者での随意契約となりました。
分かりました。あとは予定価格が最終内訳としてありますけれども、これはエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の見積書をそのまま、この予定価格とされていますけれども、これは一定レベルの検証はされているのでしょうか。	従前の LET 回線等々は、これ以外にも以前のハンセンネット等で引いておりましたので、そのときの価格との妥当性というのは比較しました。
そうすると、参考見積書の入手と、それから過去の実績等を検討しているということですね。ちなみに過去はどのような金額だったのでしょうか。	この回線の敷設の部分でしょうか。
はい、同じ案件ではないかもしれませんが。	月々というか引いているものというのが、ほぼ 400 万円程度ぐらいにはなるかと思います。
今回につきましては、ちょっと値段が上がったということですが、その中身については一定レベルの検証をしているのですか。	業務内容については、比較はしております。
随意契約理由書に、特定の基地局情報について、セキュリティ上のいろいろあって明かせられないのだと書いてあります。これが結局は随契の理由になるのでしょうか。	随契契約の理由は 2 つありまして、1 つ目は大島青松園の立地上というのがあって、光回線が敷設されていないということです。2 つ目は無線 LAN を利用するということになります。電波を飛ばして通信をやり取りしますので、その相手先の基地局のほうは、今回の契約だけではなくて、今回の通信関係の契約をする際の基地局は貸せない。それはもう、基地局のセキュリティの関係で開示できない、通信法の関係で明かせないということになっていきますので、随意契約理由書の中に基地局の開示不可と掲載していますが、どちらかと言うと随意契約の理由というよりも、通信法の関係で掲載はできないといった説明になります。
光回線が敷設されていなくて、電波で飛ばさなければいけないという状況だとすると、それは別にどこの業者でもやれそうでありますよね。	それは、接続形態に係る責任分界点という所で絵が示されていると思うのですが、まずこちらの利用機関内 LAN から上にファイアウォールを通して、こちらは今回設置したルーターを通して、WAN 環境に行くという形になるのですが、こちらのファイアウォールの右隣、検疫用 L2 スイッチ、こちらが統合ネットワーク専用のセキュリティ対策となります。この検疫スイッチで問題なしという所を初めて、こちらのルーターに届きますので、通常のルーターだけであれば、おっしゃるとおり、最近であったら C 社や携帯会社で提供する無線ルーターを利用すればいいのですが、そちらの検疫用スイッチ、国のシステムを管轄するという所もありますので、そちらの特殊な設計というところが、今回のエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社でなければ利用できないというところで、契約しました。
恐らくこういうケースの場合は、随意契約になるのは当然なのかなという気はするのですが、興味があり、お聞きしたまでです。	
(分科会長の意見) この案件については、特にありません。	
【審議案件 3-1】 審議案件名 : 国立療養所東北新生園総合診療棟新築整備その他工事 (建築) 資格種別 : 建設工事-建築一式工事 (「A」又は「B」ランク) 選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、落札率が高いため。 発注部局名 : 国立療養所東北新生園 契約相手方 : 株式会社平野組	

予定価格 : 633,096,000円
 契約金額 : 588,600,000円
 落札(契約)率 : 92.97%
 契約締結日 : 平成30年3月20日

(調達の概要)
 一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、5者応札があり、株式会社平野組が契約の相手方となった。落札率は92.97%である。

【審議案件3-2】
 審議案件名 : 国立療養所東北新生園総合診療棟新築整備その他工事(機械)
 資格種別 : 建設工事一管工事(「A」又は「B」ランク)
 選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、落札率が高いため。
 発注部局名 : 国立療養所東北新生園
 契約相手方 : 株式会社アトマックス
 予定価格 : 313,848,000円
 契約金額 : 313,200,000円
 落札(契約)率 : 99.79%
 契約締結日 : 平成30年3月20日

(調達の概要)
 一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、3者応札があり、株式会社後アトマックスが契約の相手方となった。落札率は99.79%である。

【審議案件3-3】
 審議案件名 : 国立療養所東北新生園総合診療棟新築整備その他工事(電気)
 資格種別 : -
 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について確認する必要があるため。
 発注部局名 : 国立療養所東北新生園
 契約相手方 : 株式会社ユアテック
 予定価格 : 170,208,000円
 契約金額 : 170,100,000円
 落札(契約)率 : 99.94%
 契約締結日 : 平成30年3月23日

(調達の概要)
 予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
<p>この案件につきましては、落札率が非常に高いということで抽出されている案件です。総合評価落札方式ですので、技術評価から見させていただいたのですが、入札参加者評価シートがありますけれども、ここの点数の所、各入札者の点数差なのですが、入札参加資格及びその技術評価で認められた参加者につきましては、まずは100点を与えるということで、その後に具体的な評価シートに基づいて各委員の方が評価をされて、それに加点をしていく形ですけれども、非常に点差が少ないと思うのです。これは、そういう点差でしかこの各入札者の技術レベルについては差がないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>詳細は確認できていないところがありますが、一般的な話として私が知っている範囲では、総合評価落札方式の場合には、評価点数の決め方そのものを、まずある程度東北新生園内で方針を決めるかと思います。その際に価格面を重視するのか、技術面を重視するのか、いろいろな観点があるかと思いますが。新生園の場合、この工事の中では、一般的にA等級並びにB等級の業者であれば、ある程度標準的なところはクリアできるという前提のもと、いかに差をつけるかという面では、入所者の環境に配慮した工事の仕方であったり、解体工事の手順であったり、何か特別な技術がある程度盛り込んでいることをプラス評価できる項目ということで、今回加点項目として6項目上げていますが、その項目の後、点数の付け方も10点単位にするとか、何点単位にするという決め方はあるのでしょうかけれども、今回はその辺のプラス要因もある程度少ないということは、結果は価格重視になっているというようには言えます。</p>
<p>総合評価落札方式をやる理由ですけれども、やはり技術評価をしたいという目的があると思うのです。そうしますと、この程度の点差で済ませているのかというような、ちょっと疑問がありますので、その価格の点差とレベルを考慮して、</p>	<p>その辺は今後の工事でも、例えば今回は本省整備設計案件ということなので、施設整備室の意見も聞きながら調整していきたいと思います。</p>

<p>公正な評価ができるような形にしたほうがいいのではないかなという気はいたします。</p> <p>それから評価値を出すときに、入札参加者評価値シートがありますが、この評価値がB分のAということで、入札価格分の技術点数になっておりますけれども、評価値としては特に問題はないかもしれませんが、ここで価格に対するウエイト付けと、技術に対するウエイト付けを、もう少しクリアにする形の評価値を算定されたほうがよろしいのではないかなという気がいたします。入札価格でそれを分母にもってくることで自体については特に矛盾点はないのですが、もう少し明確な技術と価格に対する方針決定をされて、それを計算式に反映されたほうがよいと思います。</p>	
<p>予定価格ですが、5件中3件は予定価格を超える形なので、予定価格が非常にうまく作られたのかなという気はいたしますけれども、この予定価格を作るときに、この調書の中には参考見積書等のファイリングはされていないのですが、どのような形で予定価格を立てましたか。</p>	<p>こちらの案件は整備規模が本省設計案件になっておりまして、施設はその本省で担当した、恐らく外部への設計委託をかけているかと思いますが、そちらの設計会社の参考資料及び厚生労働省で持っています標準単価表並びに標準単価表にないものは物価版とか通常はそういったものが、ベースの算定資料として施設に下りてきます。施設は、特段支障がなければ、それをイコール予定価格にするのが通常ですので、多少業者の出精値引き的のところを勘案できそうだとすれば、その辺を多少調整することはありますが、通常は設計された数字をもって予定価格にするのが大抵です。</p>
<p>審議案件3-3の案件は不落随契ということで、随意契約理由書にありますけれども、この中で契約の機会を失する可能性があるからということで、予算決算及び会計令第102条の4第4号に列挙されたものの1つとしてここに書いていますが、契約の機会を失する可能性というのは、いろいろな厚生労働省等の資料を拝見しますと、具体的に説明しろということがありますので、この辺はちょっと具体的に説明していただけますでしょうか。</p>	<p>そもそもこちらの工事は、3件合わせて11億ほどの工事なのですが、新築整備工事ということもありまして、3か年の国庫債務負担行為付きの予算になっております。実際、初年度ということで、入札時期が3月に入っているものですから、そもそもこの年度内に契約が到らないと、もう一度国庫債務負担行為の変更という形で、そういう調整期間を要することになり、少なくともまた3月、半年と延びてしまうことが想定されます。一方、工事は分離発注になっておりますので、建築と機械だけが進もうと思っても、電気工事会社が決まらなないと、何ごとも進められないことになってしまうところが一番大きなところになります。</p>
<p>今の説明の中の公告が1月の末で、このスケジュールはどういう理由でこのスケジュールになったのですか。</p>	<p>予算の内示から、実際は本省で実施設計の委託業者と契約をして、実施設計が決まって初めて施設として入札の手続が行えるわけなので、こちらの審査会の審査、契約更新に関する審査会の審査を経て、政府調達案件ですので、官報掲載が30日以上とかやっていくと、どうしても1月ぐらい、早くやっても12月の公告日にならざるを得ないかと思えます。</p>
<p>なるほど。今、特に電気工事はなかなか大変だと思うのですが、建築は複数応札があって、機械のほうはかなり落札率が高いと。これはうまい見積りを作ったということなのか、何か落札率が高くなるような理由があったのでしょうか。</p>	<p>いや、ここはこんなに近いのはそんなにないかとは思いますが、実際、A社とB社、それから株式会社ユアテックは、そもそもうちの病院の工事を長いこと手掛けているということで、うちの概要とか多少なりとも工事費の積算の要領とかノウハウもっています。ただ、管工事、電気工事ともに、今回新館の建築に当たって既存の治療棟の取壊し、当然に配線、配管見るときに大分熟知している業者です。入札書を提示したときに、積算算定資料で数量の拾出し表を添付していますので、その辺で工事の実施単価は、ある程度押さえているかと思えます。あと、そこに利益分をどれだけ会社として見るかという観点だとは思いますが、ちょっとB社は本当に近いなという気がします。一方、株式会社ユアテックは、本来は不落になっているということで、予定価格自体は大分厳しかったかと思えます。そんな中で、ある程度ぎりぎりの</p>

	ラインで出されたので、非常に近くなったのかなと思います。
結果、かなり実績で経験則があったということですね。	はい。
これは分離発注としたのはなぜなのでしょう。というのは、要するに建物があっても機械が駄目なら駄目だし、電気がなければまた動かないみたいな話ですよ。その電気についてはまた実質的に随契になってしまいましたよね。こういうところに、なぜ分離発注、ゼネコンであればその采配もできるわけで、これはどうして分離発注になさったのでしょうか。	今明確に答えが出せないのですが、分離発注にする際の基準があったはずですので、工事の規模が1つ絡んでいるかと思えます。あとは、ちょっと中途半端な総業務量ということで、もう少し大きければ本当にジョイントベンチャーを組んで、共同企業体形式でやるとかあるのでしょうかけれども、そこまで至らないところなので、個々の専門分野のノウハウを活かした分離発注というようなスタイルになっているかと思えます。分離発注する基準は金額で決まっていたと思いますが、基準額幾らというのは今即答できないですが、そういう基準に基づいてやっているかと思えます。
分かりました。これは分離発注それ以外に選択肢がなかったということなのですね。 それからもう1つ、点数の付け方ですけども、技術評価点です。この標準点で全部与えてしまって、あとは1桁のものだけ操作すると、これは技術評価してないのと余り変わらないのではないかと思うのですが。	もうちょっと技術点の付け方を考えたほうがよかったかなと私も思っています。
そうですね、その総合評価落札方式でやって、技術点をこのように全部に100点を付けて、あと1桁だけやるのだったら、総合評価ではなくて、本当に最低価格落札方式のほうがすっきりしていいということになってしまいますよね。ということで、建築のほうはよろしいですか。	はい。
資料の入札状況調書。C社とD社で、2番と3番目の評価点の記載がありませんが、ただこれは省略してしまっただけですか。	はい。予定価格に達していなかったのです。
3億1,000万円というのは、予定価格に達しているのではないのでしょうか。税込みと。	入札状況調書の真ん中辺りの一番右に、入札比較価格という消費税抜きの価格があります。
2億9,000万円。	これは2者がオーバーしているので、技術点も加味するあれでなくなってしまうということを書いてないのだと思います。
そうするとこの金額は、予定価格と書いてある所は税込価格を書いていて。この入札価格については。	比較価格の、右端の2億9,000万円が比較価格になりますので、まずそこをクリアしないと総合評価の点数付けもしないということです。
分かりました。ただこれは表を作る上で、ちょっと誤解が生じますよね。予定価格税込みで同じ表の中で、片方は税込み、片方は税抜きということですよ。	はい。
理由は分かりました。これは前にもそういう議論があって、どこかに統一したほうがいいのではないかという議論があったのを思い出しました。それで結構です。電気もよろしいですか。	
(分科会長の意見) この案件については、特にありません。	
【審議案件4】 審議案件名 : 第3西センター西側埋設配管緊急破損修理 資格種別 : - 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について確認する必要があるため。 注部局名 : 国立療養所多磨全生園 契約相手方 : 株式会社太平ビルケア 予定価格 : 1,998,000円 契約金額 : 1,998,000円 落札(契約)率 : 100%	

契約締結日：平成30年1月15日	
(調達の概要) 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づく随意契約を行った。	
意見・質問	回答
緊急随契ということで、随意契約理由書にはそのように書いてありまして、私もそうなのだろうなどは思いますけれども、予定価格を立てるとき、非常に急を要する事態に対して工事依頼をしておりますので、随意契約された株式会社太平ビルケアから見積書を頂いて、その金額どおりに随意契約、予定価格を立てられるということ自体は理解できますが、もしかしたらもう1者の参考見積りを取ることはできなかったのでしょうか。	当日は年度末にも近くて、株式会社太平ビルケアを含めて業者を3者ほど、工事をやってくれないかという電話はしたのですが、人が出払っていたり、当日都合のつく業者が株式会社太平ビルケアしかいなかったため、他から見積り取っても、もう工事ができないということだったので、1者から取りました。
分かりました。それで、一定レベルの、この見積りにつきまして何らかの検証はしましたか。	一応、妥当性を検証するために、後から他業者の見積りを取ったところ、その業者はこの価格より9万円ほど上だったので、これが妥当ではないかと考えます。
分かりました。それは何者から取られたのですか。1者ですか。	それは1者です。
では、結果としてその業者よりは安い見積りを出してきたということですか。	はい。
分かりました。そうしますと、これ、ちょっとタイミング的に、実際に事故が起こったときに、すぐに対処しなければいけないですね。そういったときに契約関係はどうしても後回しで、取りあえず処置をしてくれと、そういう事態だと思うのですが、その辺の順序関係は、実際はどのような感じになっていたのでしょうか。	何関係ですか。
もう、発注をして、実際に工事をされてしまうのですよね。	はい。
その後こういった随意契約の手続に入って、見積書ももらって随意契約の手続に入るということで、仮にその業者が高い見積書を出してきた場合については、どうしても高い価格でやらざるを得ない状況が、実際にはあったということでしょうか。	そうですね、ただ、この株式会社太平ビルケアは結構、うちの配管とかにも精通していますので、前から見積りを取ったりして比較して、うちにも入っていました。そう法外な金額は出ないであろうということで、株式会社太平ビルケアに発注しました。
前々から信頼できる業者に頼んだということですね。	はい。
ちょっと細かいことをお伺いします。時系列的に教えていただきたいのですが、この、埋設管の破損が起きたのはいつですか。	1月15日です。
1月15日に破損が起きたのですか。	そうです。
先ほど、年度末で人が出払っているという話がありましたか。	年度末に近いので。
1月15日を年度末とおっしゃっているのですね。	はい。要はもう、年度末のスケジュールがみんな入ってしまって、東京オリンピックの関係もあるのでしょうかけれども、業者が来られなかったということです。
1月15日に破損があって、それですぐ、そのときに複数者に声を掛けられたという、その日、15日。	はい。
それで、その15日のうちに株式会社太平ビルケアがやって来て、工事をしたということですか。	いや、まず、現場を見て、手配から始めました。
手配をして、工事に入ったのはいつですか。	当日ですね、まず破損箇所を、埋設している配管ですので、まず破損箇所を探さなければいけないということで、それで当日からもう、すぐ、破損場所を探す工事しております。そのときから工事が始まっているわけです。そこで配管の穴の開いた場所を見つけて、その部分についてはひとまず応急処置で水を止めて、それから実際の配管も発注するというので、その時間が数日かかりました。それから、物が入って、人夫が揃って、工事をやって、終わ

	ったのが2月の頭ということです。
2月の8日。	2月の8日です。
恐らくそれが自然な形でしょうからね。	
(分科会長の意見) この案件については、特にありません。	
【審議案件5-1】 審議案件名：宿日直業務委託一式 資格種別：－ 選定理由：随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について確認する必要があるため。 発注部局名：国立療養所多磨全生園 契約相手方：株式会社人材バンク 予定価格：1,866,240円 契約金額：1,866,240円 落札(契約)率：100% 契約締結日：平成29年12月13日	
(調達の概要) 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づく随意契約を行った。	
【審議案件5-2】 審議案件名：食器洗浄業務委託一式 資格種別：－ 選定理由：随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について確認する必要があるため。 発注部局名：国立療養所多磨全生園 契約相手方：株式会社人材バンク 予定価格：1,804,032円 契約金額：1,804,032円 落札(契約)率：100% 契約締結日：平成29年12月13日	
(調達の概要) 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づく随意契約を行った。	
意見・質問	回 答
どうしてこのような事態が起きてしまったのでしょうか。	当該前契約業者A社が賃金不払いをしていて、その関係で社員が全員退職してしまい、人を調達できなくなってしまったため、契約解除をしてほしいという旨の申し出がありました。
分かりました。そうすると、これはその前の古い契約ですけども、1年契約ですか。	はい。平成30年3月31日までの契約の予定でした。
昨年度に同じような入札を行って、このA社が落札されたということですね。	はい。
これは一般競争入札ですか。	はい。
そのときに、財務内容のチェックはしましたか。	財務内容のチェックまではしてないです。
していない。これ、一般競争入札の中の資料の中には、どんな経営成績、あるいは資産内容についてのファイルをしなさいということになっていると思うのですが、そういうことのチェックはしていなかったということでしょうか。	はい、していません。
要するに、財務内容が非常に不安定な中で、発注をかけたしまったということですね。	はい。
向こうが悪いのですけど。	はい。
分かりました。その辺のチェックが少し甘かったということになりますね。	はい。
でも、そういった財務内容が良い悪いで、一般競争入札、チェックは掛かりますか。	負債を出して不渡りとか出さない限りは、会社の運営状況として、倒産してない会社をあえて外すというところまでは、なかなか難しいと思います。

<p>では、こういったケースについては、今の仕組み上やむを得ないということになりますか。</p>	<p>若しくは、入札をかけるときに可能かどうか分かりませんが、財務状況を加味するような、価格だけではなくて総合評価落札方式、そういったことで考えないといけなくなってくると思います。</p>
<p>今回のA社で言うと、非常に資金的に詰まっていて給料が払えないで、みんな会社から逃げ出してしまったために、こういう事態が起きてしまったということですね。</p>	<p>そこの相手先の内状をよくよく確認したところ、実際の問題としては、その会社の実質運営をしていた方が末期のがんで、入院して何もできなくなったと。残った人は肩書きだけの社長が残っていて、会社の回し方が全く分からなかったのも、職員への給料も何も全部が滞ってしまったということです。財務状況自体はそれほど、今でも倒産はしてないということなので、赤字運営だったというわけではないので、こちらとしては、その業務委託先の職員はうちで働いていただいていたこともあったので、その方への給与の支払をきちんといついつまでにやってほしいと、誰と誰の分はうちのほうから何日勤務しているのをちゃんと計算してやってほしいと。後日給与は払っていただいているので、金銭的には倒産するような会社ではなかったと。ただ、運営の仕方が全く分かる人がいなくなったということで、人の回し方も、お金の回し方も分からないので何もできなかったという話が実態です。</p>
<p>通告されてから1週間以内に他の業者さんに変えてくれというような通知があったがために、緊急随契になったということでしょうけれども、新しい契約書を見ますと、原則3か月前までに解約の申出をするということになっていますが、前の契約もそういう形だったのですか。</p>	<p>はい。</p>
<p>新しい契約ですが、第16条には違約金の支払いというものがありますけれども、それは、今回についても違約金の請求をされるということですか。</p>	<p>はい。既に、違約金の方は支払ってもらっています。</p>
<p>分かりました。では、新しい契約については12月15日付けで契約をされていますので、サービスには支障がなかったということですか。</p>	<p>はい。</p>
<p>確認ですけれども、この随契は履行期間が12月15日から1月21日ということですか。</p>	<p>1月31日です。</p>
<p>1月31日ということですが、それで、資料を見ると1月25日にはこの後の契約をしていますよね。つまり、つなぎのための随契だったということですか。</p>	<p>まず、つなぎです。</p>
<p>そういうきちんとした入札をするため、次の業者を選ぶためにつなぎの随契契約だったということですか。</p>	<p>はい。</p>
<p>偶然、株式会社人材バンクはつながったみたいですが。</p>	<p>そうですね、ここは他の業務委託というのが、いろいろとそれぞれの職種ごとにありますので、そのうちの幾つかは株式会社人材バンクが入っております。従前からつながりは、つながりというか、うちに出入りしている業者ではあります。</p>
<p>だから、随契の分は極力、短い期間でのつなぎの随契を行ったということですか。</p>	<p>はい。</p>
<p>(分科会長の意見) この案件については、特にありません。</p>	
<p>【審議案件6-1】 審議案件名 : 国立医薬品食品衛生研究所旧庁舎土壌調査業務一式 資格種別 : 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格) 役務の提供等(「A」、「B」または「C」ランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、1者応募の中で、最も契約金額が大きいため。 発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所</p>	

契約相手方 : 株式会社オオバ
 予定価格 : 105,868,800円
 契約金額 : 76,680,000円
 落札(契約)率 : 72.4%
 契約締結日 : 平成30年1月16日

(調達の概要)
 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、函館拓北電業株式会社が契約の相手方となった。落札率は72.4%である。

【審議案件6-2】
 審議案件名 : 国立医薬品食品衛生研究所旧庁舎土壌調査業務一式(変更契約)
 資格種別 : -
 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、変更契約の妥当性について確認する必要があるため。
 発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所
 契約相手方 : 株式会社オオバ
 予定価格 : 80,568,000円
 契約金額 : 80,568,000円
 落札(契約)率 : 100%
 契約締結日 : 平成30年3月13日

(調達の概要)
 予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
<p>1者応札になってしまったということの確認ですが、平成29年12月15日に公告を出されて、翌年1月15日に入札が行われています。入札説明会には4者がいらっしゃっていて、そのうちの1者だけが入札に参加したという形になっています。入札公告がありまして、ここの競争参加資格の所で業務契約実績が必要だということで4項目書いてありますけれども、現在の官公庁の方針として、不当に競争参加者を制限するような要件はなるべくかけないようにとなっておりますが、不当ではないというところの御説明を頂きたいと思えます。</p>	<p> そういう国の建物を最終的に使わなくなったとして、財務省に引き渡すというときに必要になってくるものが、土壌汚染対策法第3条で土壌汚染調査を行うことになっていると。それと同じものが東京都の環境確保条例の116条です。それぞれ表層調査を行って汚染が確認された場合、第4条調査と第117条調査、要は深度方向への調査に移っていくということになっております。 実際に敷地を調査するときには、全敷地を10mグリッドで切り、その中心点から物を取るということであれば、建屋下のピット構造の所からも土壌を採集しなければならないということで、これは必然的に全部なくてはならない技術であったり、法律であるということですので。1万5,000平米以上の範囲の実績を求めるということについては、不当となれば不当なのかもしれません。国立医薬品食品衛生研究所の元の敷地面積がその倍の3万平米あるということで、3万平米をいきなりやれと言われても、全然実績のない所であればできないであろうということもありましたので、その半分の1万5,000平米の所で実績を持っていれば、3万ぐらいだったら対応できるだろうということで、一定の条件を付けました。1、2、4については、確実にやらなければいけない調査で、不当な縛りにはならないという説明はできるかと思えます。 </p>
<p>1者になってしまった理由が書いてありますが、公告が12月15日にあつて、実際の契約が1か月後の1月16日というスケジュールですけれども、これは少し短いのではないかと気がいたしますが、いかがですか。</p>	<p> 実際、短いと言われれば短い期間だったかもしれないと思いますが、大体この手の土木関係の公告というのは、国立医薬品食品衛生研究所のほうから公告をすると、同業者間とか、取りまとめている所があるわけではないのですけれども、その所に一律的に情報が流れる感じで、話としては聞いているという所が多いということもあります。1か月で実際にはどうだったのかと言われたら、ちょっとその分析はできないのですが、長くしたからどうなるのだろうといったときに、多分そんなに変わらないと思えます。 今回、1者応札になった一番の問題というのは、「次に </p>

	<p>掲げる3つの資格を有する管理技術者を当該業務に配置できること」というのがありまして、こちらは初め、1人の者が3つの資格を持っているという縛りをしてしまったということで、入札ができないというところがありました。一次調査として2月の調査をやっているのですが、公告期間中の二次調査として前回調査できなかった部分の調査をしており、その分については入札参加資格の所を見直して、各業務に応じてそれぞれに責任者を置ければよいということで、1人が持っていなければいけないという縛りは外したところですよ。</p>
<p>当初は、1人の方がその技術を持たなければいけないとされた理由はどこにあるのですか。</p>	<p>この中にそのことは書いていないのですが、管理者になる者がそれぞれいたときに、土壌を掘る人、配管経路をする人、あとは建屋のピット構造を見るときに、一級土木施工管理技術者がいないと建屋の構造が判断できないというのがあったので、1人がそこを持っていたほうが作業しやすいであろうということで考えておりました。ただ、そうすると持っている人が極端に少なくなるので、実際には入札の制限になってしまったというところで、それぞれに置くのであれば、それぞれが入札しているわけですから、責任を持ってやってもらえると後のほうは考えているというところですよ。</p>
<p>1人の方が3つの資格、技術を持っていれば、全体のコーディネートをする上で非常にクオリティが上がるという意味だったのですが、それは今後はやらないということですね。分かりました。あと、変更契約をされているのですけれども、資料の整合性だけちょっと教えてください。随意契約の理由書の、調査地点が400地点から414地点に増えたということで、300数十万円の追加報酬を払うことになったのですが、資料の業務概要で、当初の数量と変更後の数量ということで、右と左に書いてありますが、調査地点が400地点から414地点に増えたというのは、この資料から読み取れるのでしょうか。415というのは出てくるのですが、414という数字が出てこないなど。</p>	<p>失礼いたしました。415検体を採集する予定で414地点になったということでした。</p>
<p>検体というのは、地点という表現にしても同じ意味ですか。</p>	<p>地点というのは、あくまでも10mグリッドで切った所のポイントで、検体というのは採集する数になってくるのですが、基本的にはほとんどイコールになるはずなのです。そのポイントから取るのです。</p>
<p>分かります。</p>	<p>ここの所が昭和7年の建物になっておりまして、実際、設計図も何もない所なのですが、ここから採集しようとして1mぐらい掘ったときに、下が空洞になっていたと。要はピット構造があったのですが、そこの所がどういう造りになっているか、入る所もないという所が1か所あって、そこからは採集できなかったということで、地点数として414地点になったということです。</p>
<p>そうすると、随意契約理由書の内容についてはこれで問題ないということですね。</p>	<p>問題ないです。</p>
<p>時系列的に教えていただきたいのですが、最初の契約が終わっているのが、契約日が1月16日ですよ。②の契約変更のときの変更契約理由書で、2月20日まで東京都との協議の際にうんぬんということが書いてあって、そうすると、契約はしたけれども、その間着工はしていなかったというか、業務は発生していなかったということですか。</p>	<p>いいえ。</p>
<p>していたのですか。</p>	<p>はい。1月16日に契約いたしまして、最初にやることは調査設計を彼らが行うと、どういう順序でやっているかと</p>

	<p>ということで現地調査等を始めて、1月の下旬から実際の配管周りの調査を行ったというところですよ。実際に穴を掘り始めたのが、2月の確か頭のほうから。一応、全部時系列的に押さえてあるのですけれども。</p>
<p>つまり、理由書の2月20日までの東京都との協議の際に「配管経路等の敷設状況が事前調査結果と齟齬があったため」と書いてあるのですが、そうすると配管経路等の敷設状況が分かったのは、今おっしゃったように、業者が決まってから業者が調査をして分かったということですか。</p>	<p>はい、そうなります。</p>
<p>事前に東京都と協議をして、契約する前に確認すればよかったのではないかと話にはならないということですね。</p>	<p>ここの建物自体が戦前からのものでして、要は残っている配管経路図と合わせて引いた設計がありました。</p>
<p>最初は見込みでやったわけですね。</p>	<p>見込みです。実際に始めたところ、水の流れが全然違う、流れていかないということがあって、配管経路について一つ一つ調べていったというところで下水道局に提出したと。それでOKであったと思ったら、今度は配管経路の下についても調査をしなければいけないということで今回の契約の変更があるのですが、流れとしては配管経路図が当初の予定で出したものだと違ったというところですよ。</p>
<p>契約をして作業をし始めてみないと分からなかったということですね。分かりました。</p> <p>ちょっと先ほどの説明で、一言だけ申し上げたいのですが、参加資格のことがありましたよね。1人の方に3つの資格をということがありましたが、それはそれとして、最初の4つの業務実績です。先ほどの説明で①②④は必須だという説明がありましたけれども、これらの調査業務能力があることは必要ですが、実績が必要なのでしょうか。実績が必要だとすると、新規参入ができないということになるのですよね。</p>	<p>失礼いたしました。土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を環境省で定めているかと思うのですが、この指定調査機関であれば、土対法の第3条、第4条調査、環境確保条例第116条、第117条、これができるということであればピット下の土壌採集は確実にできる機関というか、会社ということになっているので、指定調査機関というのを(3)でも書いてあるのですが、指定調査機関であって、この①②④については基本的にできることを書いてあるだけなのです。</p>
<p>できることですよ。でも、ここには「実績」と書いてありますよね。</p> <p>つまり、これまでそういう仕事を請け負ったことがあるという実績を求めているわけなのですが、こういう能力があるというように入口を広げることではできなかったのですか。調査能力があるというふうに。そうしないと新規参入ができないということになりますよね。</p>	<p>先ほど説明があったと思いますが、敷地面積が3万あるところを1万5,000という形で減らさせていただいていて。</p>
	<p>その時点で、既に条件を多少というか、面積自体を半分にしていただいているわけですよ。そのほかに、実績もないという業者が入ってこられて、仮に変なことというか、きちんと履行できないということになった場合に、これは期限が決まっているので、財務省との中で、土地をきれいに引き渡す時期は明確に決められていて、我々はそれに基づいてスケジュールを立てて実行していくということがありますので、先ほど説明させていただいたとおり、(3)で土壌汚染対策法に基づく指定調査機関であることを、まず条件とさせていただいていて、この指定調査機関であれば基本的にはどこでも実績もあるだろうということで、書かせていただいているものになります。</p>
<p>であれば、書く必要はなかったということになりますよね。</p>	<p>書く必要がないというか、調査の実績ということもあつたのですけれども、これは後々事業者として報告書を出さなければいけないので、そうなってくると実績として報告書の作成だとかということもしたことがないと、なかなか難しいところもあると思います。</p>
<p>安全を見てとか、そういう心配をされると、参加資格として「実績」と書くのは分かるのですが、それをずっと続けていると新しい経験のない所が参入できないと、やはりハード</p>	<p>そうしますと、指定調査機関以外でも入札をできるという仕様になってしまうので。</p>

<p>ルを上げていると見られる可能性もあるわけです。</p>	
<p>(3)は当然のこととして、(4)のことを言っているのです。</p>	<p>分かりました。例えば(4)の条件の実績を全部取ったとすると、指定調査機関であればそういう実績を持っているので、この条件がなかったとしても「指定調査機関」と書いておくだけでも入札自体はできたと思います。指定調査機関であれば必ず持っている実績なので、改めて書く必要はないという整理はできます。ただし、「指定調査機関」と書いてしまうと実績は持っているというところで、あえて書かなくても実績の所は大丈夫なのですが、面積の1万5,000平米とか、そこら辺の安全を見て入れる入れないという今後の判断ということであれば、そこところは検討させてもらいたいと考えます。</p>
<p>追加になりますが、同じような実績を要求している件というのは、10年以上前から結構多かったのですが、それはどんどん外してきていると思うのです。ここで聞きますが、(4)の①から④は、全てを満たさないといけないと見えますよね。国又は地方公共団体が発注した①～④の実績を持つこと、1つでも欠けてはいけません。また、民間が発注したものでもいけない、これは新規参入を妨げるだけではなくて、いろいろな意味での参入障壁だと思います。こういうのはできるだけ少なくしていかなければいけないと思います。なぜ民間ではいけないのか、なぜ1つ欠けてはいけないのかと、これはおかしいでしょうと。</p>	<p>確かにおっしゃるとおりです。</p>
<p>そうなると思います。実績を持っているから確実にやっつけられるかどうかだあって、業態だっって変わるかもしれないのだし、本当は分からないわけです。こういうのは、できるだけ少なくしていかなければいけないと思います。</p>	<p>もし書くとすれば、国又は地方公共団体というよりか、民間も含めて書く分には、そこは問題ないと。そういうことではなくて、単純に。</p>
<p>いいえ、そのようなことはないです。</p>	
<p>(分科会長の意見) こういう実績を求めて、民間を排除することは、できるだけなくした方がいいと思いますが、こう書いてしまったら民間ではいけない、1つ抜けてはいけません、いずれにしても、どんどんハードルが高くなってしまいうわけだから、1者しか応札できないのです。また、この5の問題も同じ問題がありましたけれども、こういう障壁というのはどんどん外していくべきだと思いますという感想ですが、よろしいですか。</p>	<p>はい。</p>
<p>【審議案件7】 審議案件名 : オールインワン蛍光顕微鏡の購入 資格種別 : 物品の製造等—役務の提供等(「A」、「B」又は「C」ランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、落札率が100%であるため。 発注部局名 : 国立保健医療科学院 契約相手方 : 株式会社キーエンス 予定価格 : 6,490,800円 契約金額 : 6,490,800円 落札(契約)率 : 100% 契約締結日 : 平成30年2月23日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社キーエンスが契約の相手方となった。落札率は100%である。</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>1ページの調達概要書の一番下の所の1者応札になった要因分析の文言ですが、当該商品はメーカーからの直販となっていたことから、他業者が応札することが困難であったと考</p>	<p>この蛍光顕微鏡の機種が株式会社キーエンスのメーカーのものだったということです。</p>

えられると分析されておりますが、メーカーからの直販となっていたというのは、どのような意味でしょうか。	
というのは、後ろの資料で予定価格調書の参考見積りの所に、株式会社キーエンス以外に、A社も見積書を出しているということは、直販とは言えないのではという単純な疑問なのです。	それなのですがA社というのは、キーエンスさんの作っているオールインワン蛍光顕微鏡を取り寄せて、そこでマージンが入って納入されるため、どうしても株式会社キーエンスが直販している金額よりも高くなってしまったということでした。
でも、A社は代理店ではあるということですね。	はい、代理店です。
ということは、この言葉は少し間違っていないか。要するに、この言葉からすると、株式会社キーエンスから直接しか買えませんというように認識して理解してしまうのですが、いかがですか。	A社も当然取り扱っていますから、調達が可能です。
調達先が複数あるがために、一般競争入札にされたのですよね。	そのような一般競争入札という形です。
それから、その次の所で「参加しなかった業者に理由を確認したところ」という表現ですが、細かくて申し訳ないのですが、理解できないところがあり、そのすぐ上の所に入札説明会に参加した業者数なしということなのですが、説明会は開かれたのですか。	説明会は一応予定には入れてあったのですが、その日時にどの業者も来なかったということです。
説明会は開催したけれども、当日会場に来られる方が。	いなかったと。
いなかったということですか。それとも、説明会を開催しなかったのですか。	いや、公告にもあるように、説明会は2月16日13時から開催しました。
開催しているのですね。参加した業者がいなかったということですね。	はい。
いないにもかかわらず、その「参加しなかった業者に理由を確認したところ」というのは、これは誰に確認されたのですか。	参考見積りを取ったところですよ。
参考見積り、A社にということですか。	はい。
そういうことですか。A社に確認をしたら難しいということで、要するに、これは利幅が非常に小さいからという意味なのではないでしょうか。株式会社キーエンスから一旦、A社に卸して、それにマージンをオンして販売するのですが、その卸価格が非常に高いということで利幅が取れないということですか。	そのように認識しています。
そうすると、日本でのこのオールインワン蛍光顕微鏡については、実質上株式会社キーエンスが独占しているということになるのですか。分かりました。	
顕微鏡のことはよく分からないので教えていただきたいのですが、仕様書でオールインワン蛍光顕微鏡の購入と書いてあるのですが、この性能を持つ蛍光顕微鏡というのは、この株式会社キーエンスのもの以外にはないのですか。	そこまでは確認はしていません。
そうですね。オールインワン蛍光顕微鏡というのは、株式会社キーエンスの商品名ですか。この仕様書は株式会社キーエンスの商品を指定していませんか。	うーん。
それが結局、1者応札につながっていったのではないかと思うのですが。研究の中身が分からない以上、性能が分からないので私は可能性の話しかしていないのですが、その研究される方が何を買いたいのかによって、指定をしなければいけなかった理由が別にあるのかもしれませんが、私が簡単に調べた中では、オールインワン蛍光顕微鏡というのは株式会社キーエンスの商品名のように見えるのです。	そうですね。
(分科会長の意見) 今の点は、きっと重要なのだろうだと思います。研究者さ	ありがとうございました。

<p>んはそれが欲しいために、その仕様をこの中の仕様に盛り込んで、それを購入しようとしていることが多いのだろうと思います。よくその辺りを今後の購入に活かしていただいて。 日本の光学製品を考えると、競合商品がないのは考えられないと思うのです。</p>	
<p>【審議案件 8】 審議案件名 : 昭和館屋上防水等改修工事 資格種別 : 建設工事—建築一式(「C」又は「D」ランク) 又は防水工事(「B」又は「C」ランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため。 発注部局名 : 大臣官房会計課 契約相手方 : 株式会社達磨 予定価格 : 50,295,600円 契約金額 : 37,584,000円 落札(契約)率 : 74.7% 契約締結日 : 平成29年12月19日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社達磨が契約の相手方となった。落札率は74.7%であり、低入札価格調査を行った。</p>	
<p style="text-align: center;">意見・質問</p>	<p style="text-align: center;">回 答</p>
<p>これは低入札調査の対象になっている案件ですが、もう契約期間が満了しており、低入札ではありませんでしたが、工事は無事完了しましたか。</p>	<p>無事に完了しています。</p>
<p>低入札調査の基準額が90%ということで、予定価格の設定の適正性について少し検討したいのですが、開札調書で6者が入札をしていて、2位と5位の上と下を削り2位と5位の平均を取りますと、5,800万円ぐらいの金額になるのですが、これが市場の実勢価格ぐらいかなというような推察ができると思います。厚生労働省で設定された予定価格は4,600万円ということで、これが入札価格の上限になってしまい、入札で落札されたのでいいのですが、逆に低く過ぎはしなかったのかなという疑問があるのです。その辺はいかがでしょうか。</p>	<p>一応、厚生労働省の基準、国土交通省の基準に基づいて積算を行っており、価格もそれで設定し、共通費の計算も行っており、適正と考えています。</p>
<p>これは予定価格を作成されるときに、参考見積りなどは取っていますか。</p>	<p>取っているものもあります。</p>
<p>今回のケースはいかがですか。このファイルには付いていないのですが。</p>	<p>ほとんど刊行物を使用しているのですが、2-8の立上り周囲端末押え防水押え金物は見積りを取っております。その他2-18、2-19、2-20、2-21、2-27、2-28、これらが見積りを取って単価を作成しているものになります。それ以外のものは、ほとんど刊行物から単価は採用しています。</p>
<p>5,700万円という数字は、予定価格から1,100万円ぐらゐ上に数字はいつているのですが、この辺の数字の内容については何かコメントはありますか。できますか。</p>	<p>一応、一般的に使われている単価を使用し、その積上げによって今回の予定価格を作成しているものですから、その1,100万円の差というところに関しては、何ともコメントできないと言いますか、何でその差が出たのかというのは分かりません。</p>
<p>これは予定価格を設定するときに、過去の実績等の調査はしましたか。</p>	<p>まるっきり同じ仕様のものというのが、あるときとないときがあるものですから、調査はそれなりにしているのだと思うのですが、まるっきり同じ工法というのは、なかなか採用できないものですから、あくまでも参考という程度に留まっているかと思います。</p>
<p>分かりました。では、この予定価格の検証については、少し実勢価格と若干の乖離があるという印象を私は持っていますが、もう少し、落札されたので結果はよしとしない</p>	<p>分かりました。</p>

<p>で、予定価格の適切な設定という観点から、綿密な調査、時間の兼ね合いもあってなかなか難しいとは思いますが、できるだけ綿密な価格設定をしていただきたいと思います。</p>	
<p>低入札価格調査の結果というのを拝見すると、入札額と予定価格の内訳の比較という表があり、この表を拝見すると、やはり一番その予定価格と大きく外れているのは一般管理費です。絶対値の金額としては直接工事費も多いですが、直接工事費は金額が大きいので、一般管理費が予定では580万円、それに対してこの請け負った業者は50万円ということで、やはりこれが全体的に500万円の差が生まれる大きな要因になっているのかなと思うのですが、この辺りのこと、前のページを見ると、厚生労働省の入札は初めてなので受注意欲が強かったのだという御説明があるようですが、この一般管理費が50万円という辺りが、どのような分析をされているのかをお伺いできますか。</p>	<p>一般管理費は単独でのヒアリング、この部分に焦点を当てたヒアリングというのは行ってはいないのですが、やはり先生に御指摘いただきましたとおり、低入札価格調査結果のとおり、今回、厚生労働省の入札は初めてで強い入札意欲があったということで、金額的にもかなり業者が努力をされたというお話をされておりました。その一方で、最初の間答にありますとおり、金額的には努力はされたのですが、きちんと利益は確保しており、当然、入札説明書上は低入札価格調査基準を設けておりますという記載がありますので、業者のほうも知った上で、そういった基準に抵触するような、下回るようなことはないと考えて入札したというヒアリングをしております。その一方で、確かに共通一般管理費について、これだけの差額が出てはいるのですが、ここはあくまで、業者のほうで営業努力をされた結果と分析しています。</p>
<p>営業努力の中で済んでいけばいいのですが、もちろん建物の質が落ちるのではないかと不安と、もう1つは労務費の問題があります。不適切な労務費というのは、かつて長い間あったわけで、その辺に跳ね返らないような何らかの配慮というか確認していますか。</p>	<p>今回のヒアリングにおいて、その辺りまで深く確認はしておりませんでしたので、今後はヒアリングの際にこの一般管理費という部分について、予定価格で設定した金額よりも極端に低いことがないかどうかという観点で、きちんとヒアリングを行っていきたくと考えております。本件については、営業努力ということで説明をされており、施工もきちんとされておりますので問題ないと確認しておりますが、今後はこの辺りをしっかりヒアリングしていきたくと考えています。</p>
<p>(分科会長の意見) この案件については、特にありません。</p>	
<p>【審議案件9】 審議案件名 : 中央合同庁舎第5号館20階タイルカーペット張替等工事 資格種別 : 建設工事-建築一式工事(「C」又は「D」ランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、1者入札であり、落札率100%であるため。 発注部局名 : 大臣官房会計課 契約相手方 : 株式会社アイガー産業 予定価格 : 5,508,000円 契約金額 : 5,508,000円 落札(契約)率 : 100% 契約締結日 : 平成30年2月13日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社アイガー産業が契約の相手方となった。落札率は100%である。</p>	
<p style="text-align: center;">意見・質問</p>	<p style="text-align: center;">回 答</p>
<p>タイルカーペットの張替技術者、電気技術者、水道技術者、この3者が揃っていなければ駄目だという理由で、1者になった理由をコメントがありますが、カーペットの張替作業工事というのは、特にいろいろな場所でやっている工事だと思いますので、そんなに難しい作業ではない。にもかかわらず、1者しか参加しなかったというのは、これだけの理由ではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。張替技術者、電気技術者及び水道技術者の3者が揃っている事業者はなかなかないのだというようなコメントですよね。そんなことはありますか。</p>	<p>こちらの結果については、事業者からのヒアリング結果ですので、そういったこともあろうかというふうに分析はしていますが、その一方で、入札の時期ですとか、実際の工事の施工時期が年度末という時期でして、逆に庁舎におけるレイアウト変更ですとか、そういったものが立て込んでいる時期なのかなというところも背景にはあるかと考えておまして、そういった中で、業者が本件入札に参加せずに、例えば別の類似業務のほうの応札に向かってしまったという可能性が否定できないのではないかとありますが、ヒアリングの結果そのように聴取はしていません</p>

	が、そういった推定はしているところです。
結果として、入札が3回行われて、入札が予定価格の上限で落札されてしまっているわけで、実質上の競争性がなかったということになってしまいましたので、本来、競争性があるのであれば、もう少し安い価格で予算の効率的な費消というものができたにもかかわらず、それが実現できなかったという問題点がここにはあるわけで、入札者、複数者の入札参加になるような、きちんとしたものを作っていたらいいというふうに思いますが、仕様書を5者が取りに来て、入札説明会には誰も来なかったということからしますと、この仕様書の書き方に何らかの問題点があったというふうには思いませんか。	入札説明会自体は実施しておりませんので、説明会は参加者がゼロではなくて、説明会自体を実施していないところです。ですので、仕様書を取りに来ました5者について、全て応札の可能性はあったというふうに考えていますが、諸々の事情により応札しなかったともというふうに考えています。
入札説明会を開催しなかったのはどうしてですか。	工事の案件については、統一的に入札説明会を実施しないという取扱いをしておりますので、本件についても工事でするので、入札説明会を実施していません。
今後ですが、こういった周知の方法に若干の問題があったというふうに思っております。何らかの改善方法というものを少しお聞きしたいなというふうに思うわけですが。	まず、この案件は先生のご指摘のとおり、内容的には難易度はそれほど高いものではございませんが、実際の応札に当たってのネックになるところは、工期自体は2月14日に契約で、履行期限が3月29日というふうにはなっていますが、どうしても現に執務をしている部屋のカーペットの張替ということになりますので、どうしても土曜、日曜といった閉庁日に施工日が集中してしまうと、そういうピンポイントの施工日に対して、従業員、技術者を投入できる業者が、今回少なかったということであるかと思えます。 先ほどご説明しましたとおり、よその省庁の案件、若しくは別の民間の業者の案件にいったという可能性が想定としてはありますので、言ってみれば事業者の早いもの勝ちになるような状態になっていますので、なるべく早い対応のほうで入札公告を行って、この案件の周知を図るということで、若干は改善できるのかなとは思っています。ただ、若干こういった類似案件に関して、調達上ちょっと難がどうしても出てしまうのは、次年度以降の組織の在り方ですとか、再編ですとか、そういったものが早い時期にはなかなか固まってこないというところもありますので、そこの兼ね合いはどうしてもやはり出てくる部分はあるのですが、その中でも、なるべく公告期間を早めに行って、業者さんに広く周知をするという対応が考えられるかと思っています。
分かりました。そうすると、仕様書の中に土日の作業ということが書いてあるという理解でいいですか。	仕様書の一番最初、工事名称等の(3)工事期間の所に、想定している施工日というのを記載しています。
分かりました。では、ここがどうしても難しい業者さんが非常に多かったということも重要な理由の1つですね。	
この建物も大分年をとってきて、多分その手のリニューアルというのでしょか、タイルカーペットを替えたり、パーテーション替えたりというのがあると思うのです。組織再編に伴って。これまではやはり同じような問題を抱えていたのでしょうか。	はい。やはりスケジュール的になかなか融通がきかないと。空いている部屋をある程度期間を空けておいて、そこを一気にやるというのであれば、工程管理とかも、例えばカーペットはカーペット屋さん、電気は電気屋さんに、スプリンクラーはスプリンクラー屋さんということで、別々にやることもできるのですが、特定のところで集中して閉庁日にやるというようなことになると、工程管理、1人の人間で順番に職人を入れる順番を管理しなければいけないということがありますので、その辺りが地味に難易度を上げてしまうというところがあります。なかなか入札をしても、たくさんの業者に来ていただけるという状

	<p>態が現状としてはないということかと思えます。</p> <p>あとは大規模なものになりますと、このように入札にかけるわけですが、小規模のものになりますと、少額随意契約の範囲で収まってしまう程度のはなかなか予算もありませんので、つぎはぎのようにやっているところがあります。その場合には、ある程度入札ではないということもあって、それぞれ、例えばスプリンクラーについては日程を調整して別の業者にとということも、場合によってはあるのですが、このように入札でやるとなると、ちょっと人気がない案件になってしまうところは実態としてはございます。</p>
<p>消防関係の水道工事とか、電気工事、インテリアは、すごく業種が全く違うものを C、D クラスで、なおかつ総額で 500 万円程度となると、なかなかそれは受けてくれる所は少ないだろうと、そもそも思うわけですよ。今おっしゃったみたいに、バラバラに発注すれば、それなりにやってくれる所は多分あるだろうけれども、つまり今回はバラバラにせずに、1 者で、かなり私は、よほど相当組織力がある所でないと難しいではないかと思うのです。ちなみに、こちらの参加資格は JV とまでは言わないだろうけれども、下請けみたいなのはありなのですか。</p>	<p>はい、そこは認めております。</p>
<p>認めているのです。でも、それでもこの手の小さいのだったら、なかなか一体で受けてくれる所は難しかった。要はつまり、バラバラにしなかった、一体でかなり難しい入札をしたということは、これは年度末で時間がなかったからということですか。</p>	<p>はい、そういったものも当然事情としてはありますが、例えば工事の関係だけは一本でまとめればいかというところもいなくて、例えば機が現にある所ですので、まずパソコンのロックを解体して一旦運び出す。それで引越し業者がそういった什器ですとか機の関係の運び出すと。スライダックとか据え付けの什器については、また別の業者がやらなければならないということがあります。集中した 1 日、2 日の間に、この工事関係はまとめてあるのですが、その他の業種もいろいろ入れ替わり立ち替わり工程を管理しながらやらなければならないというところもあって、更に分解してしまうと現場管理がまとまらなくなってしまいうところがありまして、ここはちょっと一体としてやらせていただいているというところなんです。</p>
<p>一体にしても、まだまだ分離発注しているものがあるということですね。</p>	<p>はい、例えば工事でない部分、什器を運び出す引越し作業とかそういったものは業体として別になりますので、別の注文ということになります。</p>
<p>そこまでバラバラだったら、この 3 つぐらいバラバラにしたっていいのではないかと。感覚的にはまだちょっと腑に落ちないところはあるのですが、でも、難しいだろうというのとは何となく分かることは分かるのですが。</p> <p>そうすると、これまでは、例えばこういうふうな、これと同じような水道工事、電気工事、そしてインテリアを 1 者に頼むということはあったのですか。</p>	<p>はい、案件によってスケジュールとの関係もございしますが、入札にかける際は一体として建築一式で出すというパターンはこれまでもあります。</p>
<p>それでなおかつ、そういったときに複数者の応札があったのですか。</p>	<p>すみません、ちょっと手元に具体的な資料はありませんが、印象としてはあったとしても、3 者も 4 者も来るというような感じではなくて。</p>
<p>もともと難しいスキームだったと。</p>	<p>はい。</p>
<p>分かりました。</p>	
<p>(分科会長の意見) この案件については、特にありません。</p>	<p>ありがとうございます。</p>

28 都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課監査指導室

電話03-5253-1111（内7965）